

平成 28 年 1 月 20 日
沖縄県立看護大学

沖縄県立看護大学における教育研究費の管理・監査の実施方針

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正）において、競争的資金を中心とする公募型の資金を適正に管理するために必要な事項が示されたことにより、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）においては、学長の責任とリーダーシップの下で実効性ある体制を整備することとし、研究費のみにとらわれずに教育に係る経費も含めたすべての教育研究費（公的研究費を含む）を対象として、管理・監査に係る実施方針を定め、教職員に対し周知徹底することとする。

1. 責任体制の明確化

- (1) 沖縄県立看護大学学則および沖縄県財務規則に基づき定めている教育研究費における管理・監査に係る責任者を体系的に明示する。
- (2) 本学の教職員は、教育研究費の執行について本学規則を遵守するとともに、有効性・効率性を考慮の上、その執行にあたるものとする。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- (1) ルールの統一化を図るとともに、教職員にとって分かりやすいルールとし、その周知を図る。
- (2) 職務権限の明確化のため、教育研究費の執行について権限とその責任を明確にする。
- (3) 教職員に対し、本学で定める研究者行動規範や各種ルールを周知徹底し、その意識向上を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握

不正を発生させる要因を把握するとともに、その除去に努め、不正の未然防止を図る。

4. 情報伝達の確保および監査体制の確立

- (1) 教育研究費の管理・監査に対する学内外からの相談等に積極的に対応する。
- (2) 内部監査の充実を図り、内部監査部門と監事および会計監査人との連携を強化する。

5. 本方針を実行するため、教育研究費の管理監査に関する実行計画を作成する。

以上